

福祉金の改正について

母子家庭・父子家庭・障がい者手帳をお持ちの方へ支給して
いました福祉金について、以下のとおり改正します。

※令和 7 年 10 月 1 日現在、1年以上在住の方が対象です。



令和 7 年度の支給額

母子家庭等 4,000 円(対象児童が2人以上の場合は2人目から1人につき 1,500 円加算)

障がい者手帳所持者

身体障がい者(児)	知的障がい者(児)	精神障がい者	支給額
1 級・2 級	重度	1 級	11,000 円
3 級	中度	2 級	4,000 円
4 級・5 級・6 級	軽度	3 級	2,000 円

令和 8 年度以降は、廃止します。

福祉金って何？なぜ改正するの？

福祉金は、障がい者(児)や母子家庭などの生活の安定と福祉の増進を目的に現在
まで町の独自制度として実施してまいりました。

しかしながら、法整備等により福祉サービス費が増加する中、今後もサービスや施策等
の維持・向上を図り、当該方の生活や社会参加への支援を安定的に行うには、現行の現
金給付からサービス給付へ転換を図る必要があると判断いたしました。

今後は、この財源を活用しサービス拡充、相談支援体制の充実・強化、福祉人材の確
保・育成策の推進等、施策のさらなる充実化を図ってまいります。